

三 移転カ出来ナイトスレハ結局解散タカ株主ハ固ルニ精算
人ノ手ニカカレカラドウシテモ移転案ヲ実現シタイ

等ノ説明アリタル後再質ヨリ次ノ如キ債問應答アリ

ハ移転案トカ何トカ言フヨリモ今月介ノ給料ノ免還ハドウ

(答) 何共自忘カナイ努カハスルカトラモ一面ニ支払ヘズアツウ

ハ優先株五萬圓ハ集マシタカ? 集ラナイナラドウスルシモリカ?

(答) 集シテ居ナイ 集メラカラ登記スルヨリ仕方ナイ

ハ幸給賞シテ十月十月ノ二月ニ臨休テ其ノ幸給モノビク其ノ上

首ニジモサレタラ取エハ傍メツヤナイカ 第一臨休中ノ給料

ノ用意ハ何処ニアルカ?

(答) 何ク取エニ縁キ出シテ貰ヘルト思フ

ハ臨時休業祭表状況

次ヲ九月二十九日午後四時三十分會社ハ全従業員ヲ三階ニ集合

セシメ吉雄事務ヨリ

會社ハ多額ノ負債ト事業不振ノ為メ現在ノ存到底継続經營
ハ不可能トナリタルニ依リ土地建物ヲ賣却シテ負債ヲ決断
スルト共ニ板橋区志村ニ土地ヲ物産シテ工場ヲ移転スルコ
トニナリタルカ業務ノ不振ハ全負ヲ其ノ後使用シ得サル状
況ニアル昔會社ノ窮状ヲ新ハ高志收課(母型彫刻鬼本、電
氣收修繕)及印刷課(文函、植字、鉛版、印刷機)計一三五名ハ十月一日
ヨリ回フニヶ月間臨時休業ヲナシ其ノ間ハ日給ノ幸給支給スル昔
祭表シタルニ従業員ハ余リニ無業ノ措置ナリトシ之ニ反対
ノ意見ヲ表明シ午後五時半散會セリ

ハ勞資會見状況

同日午後六時二十分ヨリ午後八時迄同業出放産業勞働組合
本部員上田豊造及山縣次、両名ハ會社ニ於テ事務取締後
吉雄永寿ト會見

上田豊造ヨリ 九月分ノ給料休業中ノ給料約二萬圓其レニ